

○武蔵野大学大学院学則

		(平成11年 4月 1日)					
改正	平成12年	4月	1日	平成13年	4月	1日	
	平成14年	4月	1日	平成15年	4月	1日	
	平成16年	4月	1日	平成17年	4月	1日	
	平成18年	4月	1日	平成19年	4月	1日	
	平成20年	4月	1日	平成21年	4月	1日	
	平成22年	4月	1日	平成23年	4月	1日	
	平成24年	4月	1日	平成25年	4月	1日	
	平成26年	4月	1日	平成27年	4月	1日	
	平成28年	4月	1日	平成29年	4月	1日	
	平成30年	4月	1日	平成31年	4月	1日	
	令和 2年	4月	1日	令和 3年	4月	1日	
	令和 4年	4月	1日	令和 5年	4月	1日	
	令和 6年	4月	1日	令和 7年	4月	1日	

第1章 総則

(名称)

第1条 本大学院は、武蔵野大学大学院（以下「本大学院」という。）と称する。

(目的)

第1条の2 本大学院は、仏教精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第1条の3 本大学院は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況についても自ら点検し、評価を行う。

2 点検、評価に関する事項・体制については、別に定める。

(認証評価)

第1条の4 本大学院は、学校教育法に則り、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けるものとする。

(学長)

第1条の5 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについては、別に定める。

(課程)

第2条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程は学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

(1) 文学研究科

ア 日本文学専攻

日本文学に関する総合的・体系的な学識をもち、日本文学や伝統文化の研究者や、その知識を活用する職業人等の高度な専門性を発揮できる人材を養成する。

(2) 言語文化研究科

ア 言語文化専攻

言語及び文化の研究を中心とした総合的・体系的な学識をもつ高度な専門性を備えた人

材の育成、及び主として留学生を対象とした日本語によるビジネス・コミュニケーションに必要な能力を有する高度職業人の育成を目的とする。

(3) 法学研究科

ア ビジネス法務専攻

民事取引法分野についての十分な学識を基礎に、金融法務、企業法務の現代的な課題について理論と実務の双方からアプローチでき、新たなルールや取引スキームを開発できる能力を持った法務専門家を養成する。

(4) 政治経済学研究科

ア 政治経済学専攻

政治及び経済の現状分析と理念の構築、政治及び経済の新たな制度設計・政策提示並びに制度及び政策の実現という3つの課題に積極的に取り組むために必要な能力とシティズンシップ・マインドを併せ備え、現場での問題解決を行える人材の養成を目的とする。

(5) 経営学研究科

ア 会計学専攻

企業を中心とする組織の経営に関する総合的・体系的な学識を持ち、現代社会が抱える諸課題の解決に向けて会計学や経営学の専門的知識を適切に活用して原因を探究し、他者と協働して解決へと取り組める人材を育成する。

(6) データサイエンス研究科

ア データサイエンス専攻

“急速な技術と社会の革新”、“グローバルかつ複雑な社会問題”、“広域あるいは地域的な環境問題”など多くの課題に対して、また夢のある創造的社会、独創的技術の実現に向けて、データサイエンスの優れた研究成果と新たな社会的価値を発信し、時代の変化を先導する国際的リーダーを育成する。

(7) 人間社会研究科

ア 人間学専攻

人間の心的機能の問題を客観的に理解できる応用心理学の専門家、臨床心理の専門家、言語聴覚士などの人間理解能力をもつ人材の育成を目的とする。

イ 実践福祉学専攻

高度な専門知識の修得と実践知の理論化により、“人”と“社会”に対する深い洞察に基づく専門的倫理をもち、困難事例に対する援助技能はもちろんのこと、社会福祉の現場で必要とされるケースマネジメント力等の実践力を有し、指導・管理能力に秀でた高度な社会福祉専門職業人を養成する。

(8) 仏教学研究科

ア 仏教学専攻

仏教の歴史と思想を専門的に学び、自己及び社会のもつ課題に対して仏教的にアプローチし、現代における仏教の意義を考究することで文化の興隆と深化に寄与できる研究者や宗教者及び職業人の育成を目的とする。

(9) 工学研究科

ア 数理工学専攻

モデル構築と解析を2つの柱とする数理工学の専門能力を身に付け、工学の諸問題のみ

ならず自然現象、社会現象に対してその本質を見抜き、理解し、問題解決に役立てることができる高度専門職業人及び研究者を育成する。

イ 建築デザイン専攻

建築学の体系的な知を基盤に、建築デザインの創発的な実践力を身に付け、人間が構築する環境の諸課題に取組み、人間社会の発展を支え未来を切り拓く構想力と実行力を備えた高度専門職業人及び研究者を育成する。

(10) 環境学研究科

ア 環境マネジメント専攻

持続可能な社会に向かうための中長期的社会変革ビジョンをもち、環境経営のための環境マネジメントの推進者及びエコプロダクツの推進者として、環境マネジメント能力を発揮して、企業及び地域の低炭素化、又は環境都市の実現に貢献できる人材を養成することを目的とする。

(11) 教育学研究科

ア 教育学専攻

初等及び中等教育における高い教育力を有し、教育現場において活躍できる専門的知識と方法論を身に付けた高度専門職業人、又は教育の本質と現実的課題を問いつづける研究姿勢と時代の要請にこたえる実践力を身に付けた研究者を養成する。

(12) 薬科学研究科

ア 薬科学専攻

創造性・柔軟性に富み、創薬、生命科学等幅広い分野で広く深い知識と探求力を持ち、国際的にも活躍できる薬科学研究者及び医薬品の臨床開発並びに評価・承認審査の知識を持ち、その実際を理解し医薬品開発の発展に努め、薬科学の進展に寄与することのできる人材の養成を目的とする。

(13) 看護学研究科

ア 看護学専攻

仏教精神を基盤とし、広い視野を持って清深な学識を修め、専門性の高い看護実践能力や教育研究能力を備えた看護実践のスペシャリスト、管理者及び教育者を育成する。

- 3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(1) 文学研究科

ア 日本文学専攻

日本文学・文化に関する専門的な学識と深い理解をもち、高い研究能力と応用力を有して日本文学・文化の発展に寄与する研究者や、その知識を活用する職業人等の高度な専門性を発揮できる人材を養成する。

(2) 言語文化研究科

ア 言語文化専攻

言語及び文化に関する高度な専門知識を持ち、かつ国際的な学術研究分野を推進する意欲と倫理観を兼ね備え、独創性豊かな視野に立ちながら、理論に基づいて学術的な研究を遂行できる人材を養成する。

(3) 法学研究科

ア ビジネス法務専攻

ビジネス法務のレベルを高められる、実務に通じた研究者の養成に加えて、ビジネスの現場において起業家のサポートやビジネスの拡大に伴うリスクの発見・分析等を行う、いわゆる予防法務・戦略法務に携わる法務人材の指導・育成を行うことができる実務家教員や、世界をリードしていくことができるレベルの研究者の養成を目的とする。

(4) 政治経済学研究科

ア 政治経済学専攻

世界で生じている政治・経済の問題を解決するために、政治学又は経済学の高度な専門知識をもち、政治と経済の関係性にも着目して、新たな解決策を提示できる人材の養成を目的とする。

(5) データサイエンス研究科

ア データサイエンス専攻

データサイエンスの先端技術を探求し、それらを広く応用するための分野横断型研究を行い、国際的な大学・研究機関との連携を伴った先端的データサイエンス教育研究を実現し、地球規模での課題を対象とした先進的な研究を国際的に先導するデータサイエンス研究プロフェッショナル及び産業界において国際的なイノベーションを実現するデータサイエンス経営・開発プロフェッショナルの育成を目的とする。

(6) 人間社会研究科

ア 人間学専攻

建学の仏教精神に基づいて人間を深く理解し人間尊重の立場に立った研究活動を行い、人間の精神と心理身体機能と社会行動とを総合的に考察できる高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する宗教家や応用心理学の研究者及び高度な心理臨床の専門家を育成することを目的とする。

(7) 仏教学研究科

ア 仏教学専攻

建学の仏教精神に則り、仏教学に関する高度に専門的な知識を修得し、その深奥を究めて、文化思想の進展に寄与する人材を育成する。特に、人類が直面する文明的危機、歴史的・社会的諸課題に対して、仏教の真理観、人間観と諸科学の最新の成果を総合し人間尊重の立場に立って実践的に解決できる人材の養成を目的とする。

(8) 工学研究科

ア 数理工学専攻

数理モデルの構築とその解析を柱とする数理工学の高度な専門能力を身につけ、工学の諸問題のみならず自然現象、社会現象における現実課題に対して独創的かつ自立した研究を行うことで、産業の発展、技術革新及び持続可能な社会の構築に貢献する研究者を育成する。

(9) 環境学研究科

ア 環境システム専攻

人類が持続可能な社会に向かうための、中長期的社会変革ビジョンと高い倫理観をもち、環境マネジメントやエコプロダクツに関わる環境システムの高度な知識と能力を発揮して、

企業や地域、大学等において、地球規模から国や家庭に至るまでの幅広い持続可能な社会の構築実現に貢献できる人材を養成することを目的とする。

(10) 薬科学研究科

ア 薬科学専攻

創造性・柔軟性に富み、創薬、医療、生命科学等幅広い分野で広く深い知識と探求力を持ち、国際的にも活躍できる高度薬科学研究者の養成及び、高度専門医療の知識と、先進的な薬物療法を創造するための研究能力と研究マインドを身に付け、最新の医薬品情報等を医師に提供し、薬物治療に貢献するなど、臨床現場で活躍できる高度実務薬科学研究者の養成を目的とする。

(11) 看護学研究科

ア 看護学専攻

看護の研究、教育の向上に寄与する高度に専門的な業務に従事するために、高い学識と行動力を持ち、創造性高く、応用的で開発的な研究を行う研究者としての能力を培い、倫理観の高い研究者・教育者となれる資質を育成することを目的とする。

(教育方法の特例)

第2条の2 次の研究科又は専攻に、夜間においても教育を行う課程を置く。

文学研究科	日本文学専攻	修士課程
言語文化研究科	言語文化専攻	修士課程
法学研究科	ビジネス法務専攻	修士課程
政治経済学研究科	政治経済学専攻	修士課程
経営学研究科	会計学専攻	修士課程
人間社会研究科	人間学専攻	修士課程
人間社会研究科	実践福祉学専攻	修士課程
仏教学研究科	仏教学専攻	修士課程
工学研究科	数理工学専攻	修士課程
環境学研究科	環境マネジメント専攻	修士課程
教育学研究科	教育学専攻	修士課程
看護学研究科	看護学専攻	修士課程
文学研究科	日本文学専攻	博士後期課程
言語文化研究科	言語文化専攻	博士後期課程
政治経済学研究科	政治経済学専攻	博士後期課程
人間社会研究科	人間学専攻	博士後期課程
仏教学研究科	仏教学専攻	博士後期課程
環境学研究科	環境システム専攻	博士後期課程
看護学研究科	看護学専攻	博士後期課程

(標準修業年限及び在学期間)

第2条の3 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、人間学専攻の臨床心理学コースを除き優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 大学院設置基準第3条第3項に基づいて設置した次の研究科については、標準修業年限を1年とすることができる。

- (1) 法学研究科 ビジネス法務専攻 社会人1年制短期コース
- (2) 人間社会研究科 人間学専攻言語聴覚コース 社会人1年制短期コース
- (3) 人間社会研究科 実践福祉学専攻 社会人1年制短期コース
- (4) 環境学研究科 環境マネジメント専攻 社会人1年制短期コース

- 3 博士課程の標準修業年限は5年とし、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取扱うものとする。
- 4 本学則において、前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。
- 5 在学期間は、修士課程は4年、博士後期課程は、6年を超えることができない。
- 6 第1項の規定にかかわらず、職業を有している等、特段の事情を有する者については、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了すること（以下「長期履修制度」という。）ができる。ただし、前項に定める在学期間を超えることはできない。
- 7 第11条の2の規程により本大学院に入学する前に修得した単位(第15条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(研究科・専攻及び学生定員)

第3条 本大学院に次の研究科及び専攻を置き、定員は次の表に掲げるとおりとする。

研究科	修士課程			博士後期課程		
	専攻	入学定員	収容定員	専攻	入学定員	収容定員
文学	日本文学	7名	14名	日本文学	2名	6名
言語文化	言語文化	55名	110名	言語文化	2名	6名
法学	ビジネス 法務	10名	20名	ビジネス法務	3名	9名
政治経済学	政治経済学	10名	20名	政治経済学	3名	9名
経営学	会計学専攻	10名	20名	—	—	—
データ サイエンス	データ サイエンス	10名	20名	データ サイエンス	3名	9名
人間社会	人間学	30名	60名	人間学	3名	9名
	実践福祉学	7名	14名	—	—	—
仏教学	仏教学	5名	10名	仏教学	2名	6名
工学	数理工学	15名	30名	数理工学	2名	6名
	建築デザイン	15名	30名	—	—	—
環境学	環境マネジメント	10名	20名	環境システム	2名	6名
教育学	教育学	10名	20名	—	—	—
薬科学	薬科学	5名	10名	薬科学	5名	15名
看護学	看護学	10名	20名	看護学	3名	9名

第2章 学年、学期及び休業日

(学年・学期及び休業日)

第4条 学年、学期及び休業日については、武蔵野大学学則(以下、「大学学則」という。)を準用する。

第3章 授業科目及び履修方法並びに単位算定基準

(授業科目)

第5条 大学院の授業科目及び履修単位数は、別表（１）のとおりとする。

(単位算定基準)

第6条 履修単位数の算定基準については、大学学則を準用する。

第4章 試験及び単位の認定並びに学位の授与

(試験及び単位の認定)

第7条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の方法によりその合格者に、所定の単位を与える。成績評価は、S（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）、D（59点～0点）とし、S、A、B及びCを合格、Dを不合格とする。

(最終試験)

第8条 最終試験は、学位論文の審査及び口述試問とする。

2 最終試験の判定は、合格、不合格の2種類とする。

第9条 (削 除)

(学位論文の審査)

第10条 修士論文は、在学期間中に審査を行う。

2 博士論文は、論文を受理した後、1年以内に審査を行う。

(他大学院等における授業科目の履修)

第11条 本大学院において教育上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目については、15単位を超えない範囲で単位を認めることができる。ただし、仏教学研究科仏教学専攻における仏教系5大学（駒澤大学、大正大学、立正大学、東洋大学、武蔵野大学）の単位互換認定科目については、8単位を上限として上記の15単位に含めることができる。

3 前2項は、国内外の大学院等へ留学した場合にも適用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第11条の2 本大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、15単位を超えない範囲で本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

2 前項の規定により修得した単位については、前条と合わせて20単位を超えない範囲で認めることができる。

(学部科目の履修)

第11条の3 研究科委員会において教育上有益と認めるときは、8単位を上限に学生に学部の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、本大学院の修了に必要な単位に算入しない。

(博士後期課程学生の修士課程科目の履修)

第11条の4 研究科委員会において教育上有益と認めるときは、当該研究科の博士後期課程に

在籍する学生について、当該研究科の修士課程の授業科目（修士論文又は特定課題研究の指導を目的とするものを除く。）を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、当該博士後期課程の修了に必要な単位に算入しない。
（通信教育部科目の履修）

第11条の5 仏教学研究科仏教学専攻修士課程において、浄土真宗本願寺派教師資格課程の履修の申請があったときは、本学通信教育部の授業科目を履修させることができる。なお、履修科目等については別に定める。

- 2 前項の規定により修得した単位は、本大学院の修了に必要な単位に算入しない。
（修士課程修了の要件及び学位）

第12条 本大学院修士課程の所定の30単位以上（人間学専攻臨床心理学コースについては34単位以上、看護学専攻専門看護師コースについては42単位以上）を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、第8条に定める最終試験に合格した者には、学長が研究科委員会の意見を聴き、修士課程を修了したと認定し、次の学位を授与する。

日本文学専攻	修士（文学）
言語文化専攻	修士（人文科学）、修士（ビジネス日本語）
ビジネス法務専攻	修士（法学）
政治経済学専攻	修士（政治経済学）
会計学専攻	修士（会計学）
データサイエンス専攻	修士（データサイエンス学）
人間学専攻	修士（臨床心理学）、修士（人間行動学）、修士（言語聴覚学）
実践福祉学専攻	修士（社会福祉学）
仏教学専攻	修士（仏教学）
数理工学専攻	修士（工学）
建築デザイン専攻	修士（工学）
環境マネジメント専攻	修士（環境学）
教育学専攻	修士（教育学）
薬科学専攻	修士（薬科学）
看護学専攻	修士（看護学）

- 2 前項の規定にかかわらず、本大学院において適当と認められる時は、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
（博士課程修了の要件及び学位）

第12条の2 本大学院日本文学専攻博士後期課程については所定の20単位以上、言語文化専攻博士後期課程については所定の24単位以上、ビジネス法務専攻博士後期課程については所定の18単位以上、政治経済学専攻博士後期課程については所定の18単位以上、データサイエンス専攻博士後期課程については所定の16単位以上、人間学専攻博士後期課程については所定の20単位以上、仏教学専攻博士後期課程については所定の20単位以上、数理工学専攻博士後期課程については所定の16単位以上、環境システム専攻博士後期課程については所定の22単位以上、薬科学専攻博士後期課程については所定の32単位以上、看護学専攻博士後期課程については所定の14単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、第8条に定める最終試験に合格した者には、学長が研究科委員会の意見を聴き、博士課程を修了したと認定し、次の学位を授与する。

日本文学専攻	博士（文学）
言語文化専攻	博士（人文科学）
ビジネス法務専攻	博士（法学）
政治経済学専攻	博士（政治学）、博士（経済学）

データサイエンス専攻	博士（データサイエンス学）
人間学専攻	博士（人間学）
仏教学専攻	博士（仏教学）
数理工学専攻	博士（工学）
環境システム専攻	博士（環境学）
薬科学専攻	博士（薬科学）
看護学専攻	博士（看護学）

- 2 前項に定めるもののほか、博士論文を提出して、本大学院の行う審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められた者にも、博士の学位を授与することができる。

第5章 教員免許状授与の所要資格の取得

（教員免許状の取得）

第13条 高等学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭第一種免許状の所有者が専修免許状を取得しようとする場合は、その免許状の種類に応じて所定の単位を修得しなければならない。取得できる教員免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	教員免許状の種類
文学	日本文学	中学校教諭専修免許状（国語）
		高等学校教諭専修免許状（国語）
		高等学校教諭専修免許状（書道）
工学	数理工学	中学校教諭専修免許状（数学）
		高等学校教諭専修免許状（数学）
教育学	教育学	幼稚園教諭専修免許状
		小学校教諭専修免許状
		中学校教諭専修免許状（国語）
		高等学校教諭専修免許状（国語）
		高等学校教諭専修免許状（書道）
		中学校教諭専修免許状（英語）
		高等学校教諭専修免許状（英語）
		中学校教諭専修免許状（理科）
		高等学校教諭専修免許状（理科）

第6章 入学、休学、転研究科・転専攻・転コース、転学、留学及び除籍

（入学の時期）

第14条 入学は原則として毎年1回、時期は学年の始めとする。ただし、必要とされる場合には、年に2回とし、時期は別に定める。

（入学資格）

第15条 本大学院修士課程に入学することができる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- （1） 大学を卒業した者
- （2） 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- （3） 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

- (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
 - (7) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。ただし、社会人として入学できる者については別に定める。
- 2 ビジネス法務専攻（社会人1年制短期コース）は、第1項を満たした上、大学又は大学院において民法、会社法、民事訴訟法のいずれか計4単位以上を含む法律科目16単位を修得している者とする。
- 3 人間学専攻言語聴覚コース（社会人1年制短期コース）は、第1項を満たした上、言語聴覚士の資格を有し、入学後も言語聴覚士として勤務するもので、3年以上の実務経験を有する者とする。
- 4 実践福祉学専攻（社会人1年制短期コース）は、第1項を満たした上、社会福祉領域、又は関連領域(医療、教育、行政等)における専門的職業人として3年以上の実務経験及び実践的な知見を有する者とする。
- 5 環境マネジメント専攻（社会人1年制短期コース）は、第1項を満たした上、環境マネジメントシステム審査員の資格を有するか、若しくは企業において環境関係の実務に3年以上の経験を有する者とする。
- 6 本大学院博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一つに該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者。ただし、社会人として入学できる者については別に定める。

(選考)

第16条 入学志願者に対しては選考を行う。選考の方法等については、別に定める。

(出願)

第17条 入学志願者は、本大学院所定の入学願書その他の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(手続き)

第18条 第16条に定める選考に合格した者は、大学院所定の書類に学費を添えて指定の期日までに入学の手続きをしなければならない。

2 正当な理由なく前項の手続きをしない者は、合格を取消すことがある。

(許可)

第18条の2 合格した者のうちから前条の手続きを行った者について、学長が研究科委員会の意見を聴き、入学を許可する。

(保証人)

第19条 保証人については、大学学則を準用する。

(休学)

第20条 病気又はやむを得ない理由により2カ月以上修学できない者は、医師の診断書又は詳細な理由を記載した休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は病気等のため、修学が困難と認められる場合休学を命ずることができる。

3 休学期間は、原則として当該年度内とする。ただし、やむを得ない場合には、その期間を6カ月ごとに延長することができる。

4 休学の期間は、通算して修士課程は2年、博士後期課程は3年を超えることができない。

5 休学期間は、在学年限に算入しない。

(転研究科・転専攻・転コース)

第20条の2 本大学院の学生が、通信教育課程への転研究科・転専攻・転コースを願い出た場合において、それが教育上有益と認められるときは、学長がこれを許可することがある。

2 転研究科・転専攻・転コースに関する規程は別に定める。

(転入学・復学・再入学・復籍・留学・退学・転学及び除籍)

第21条 転入学・復学・再入学・復籍・留学・退学・転学籍及び除籍については、大学学則を準用する。

第7章 学費

(学費)

第22条 本大学院の学費は、別表(2)のとおりとする。

(納入方法及び時期)

第23条 学費の納入方法及び納入時期については、別表(2)備考のとおりとする。

(転入学・復学・再入学・休学中・留学中の学費)

第24条 転入学・復学・再入学・休学中・留学中の学費については、別に定める。

第8章 教員及び運営組織

(指導教員)

第25条 本大学院における教育研究の指導を担当する教員は、武蔵野大学(以下「本学」という。)の教授とする。ただし、准教授、講師及び助教に担当させることがある。

(研究科長及び研究科委員会)

第26条 本大学院の各研究科に、研究科長及び研究科委員会を置く。

2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。

3 研究科委員会は、研究科長及び研究科長が指名した研究科委員をもって構成する。

4 研究科委員会は、研究科長が招集しその議長となる。

(審議事項)

第27条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

(4) 学生の休学・退学・再入学・転学・留学に関する事項

(5) 教育課程に関する事項

- (6) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (7) 上記各号に関する諸規程の制定・改廃に関する事項
- (8) その他教育及び研究に関する重要事項
- (9) 研究科運営上研究科長が必要と認めた事項

2 前項第1号から第3号については、学長に意見を述べることとし、第4号以降については、学長の求めに応じ学長に意見を述べるができる。

第9章 研究指導施設・付属施設、厚生施設、保健施設

(研究指導施設・付属施設、厚生施設、保健施設)

第28条 本大学院に学生研究室及び演習室を置き、本学の付属施設、厚生施設、保健施設を使用することができる。

第10章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第29条 本大学院において、特定課題の研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として受入れを許可することがある。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第30条 第15条に定める各号に該当する者で、授業科目の履修を申し出た者には、本大学院の教育に支障のない限り選考の上、科目等履修生として受入れを許可することがある。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第31条 他の大学院の学生で、本大学院において授業科目の履修を願い出た者には、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第32条 外国人で大学院において教育を受ける目的を持って入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

(学則の準用)

第33条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生には、別に規定するほか、大学学則を準用する。ただし、研究生、科目等履修生及び特別聴講学生については、大学学則の第6条、第22条、第22条の2は準用しない。

2 研究生・科目等履修生及び特別聴講学生の履修料等は、別に定める。

第11章 学生寮

(学生寮)

第34条 本学に学生寮を設ける。

2 学生寮に関する規程は別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第35条 次の各号の一に該当する者に対し、学長は、これを賞することができる。

- (1) 成績特に優秀なる者
- (2) 品行方正にして他学生の模範となる者

2 前項以外にも、学長が特別に優秀と認めた者については、これを賞することができる。

(懲戒)

第36条 本学の学則に背き又は本学の秩序を乱し、学生としての本分に反した行為のあるときは、学長はこれを懲戒する。懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

2 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学業を怠り成績不良で成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由なくして出席が常でない者
- (4) 著しく学生の本分に反し、本学の秩序を乱した者

3 第1項の懲戒が正式に決定するまでの期間、学長は当該学生に対し、自宅謹慎を命じることができる。なお、停学の懲戒を受けた場合、自宅謹慎期間を停学期間に含めることができる。

4 懲戒に関しては、別に定める。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(第5条別表(1)、第11条の2、第2項、第15条第6号、第7号の一部改正)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成12年3月31日以前から在学している者の学費は、第22条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則(第1条第2項、第3項、第2条、第2項、第3項、第3条、第5条別表(1)、第12条、第12条第2項、第13条、第22条別表(2)の一部改正)

この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成13年3月31日以前から在学している者の学費は、第22条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則(第2条、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項、第3条、第5条別表(1)、第8条、第10条第2項、第12条の2、第12条の2第2項、第15条、第15条第2項、第(1)号、第(2)号、第(3)号、第(4)号、第(5)号、第20条第2項、第22条別表(2)の一部改正)

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成14年3月31日以前から在学している者の学費は、第22条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則(第1章第1条、第3条、第2章第4条、第4章第7条、第8章第25条改正、第6章第15条の2条、第18条の2条追加、第4章第9条削除及び各条文を整理し、簡潔な「項目」の追加)

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成15年3月31日以前から在学している者の学費は、第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 武蔵野女子大学大学院は、平成15年3月31日現在、同大学院に在学する者が、在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 前項の期間、武蔵野大学大学院の学長、その他の教職員は武蔵野女子大学大学院の学長、その他の教職員を兼ねるものとする。

附 則（第5条別表（1）一部改正、第27条(7)号(8)号追加）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（第3章第5条別表（1）一部改正）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（第3条、第5条別表（1）、第12条、第22条別表（2）一部改正）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（第2条第2項第（1）（2）（3）（4）号追加、第3条、第5条別表（1）第21条、第24条、第25条 一部改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（第3条、第5条別表（1）、第22条別表（2）一部改正）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（第2条第2項、第3項、第3条、第5条別表（1）、第8条、第12条の2、第15条、第（2）号、第2項第（2）号、第3項第（4）（5）号、第21条、第22条別表（2）、第23条別表（2）備考、第25条、第26条、第2項一部改正、第15条第3項第（4）号、第25条第2項削除）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年3月31日以前から在学している者の学費は、第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第2条の3、第23条別表（2）備考 一部改正、第2条の2 追加）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（第2条、第2条の2、第3条、第5条別表（1）、第12条、第22条別表（2）一部改正）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（第1条、第2条第2項、3項、第2条の2、第2条の3第2項、第3条、第5条別表（1）、第12条第1条、第12条の2第1項、第13条、第15条2項、3項、4項、5項、第22条別表（2）、第23条別表（2） 一部改正）

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成24年3月31日以前から在学している者については、第2条第2項、3項、第2条の2、第2条の3第2項、項、第3条、第5条別表（1）、第12条第1条、第12条の2第1項、第13条、第15条2項、3項、4項、5項、第22条別表（2）、第23条別表（2）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 人間社会研究科福祉マネジメント専攻は平成24年度より募集を停止する。ただし、同専攻は同専攻の学生が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（第2条第3項、第2条の2、第3条、第5条別表（1）、第12条第1項、第12条の2、第23条別表（2）備考 一部改正）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年3月31日以前から在学している者については、第5条別表（1）、第12条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第2条第2項、第2条の2、第2条の3第2項、第3条、第5条別表（1）、第12条第1項、第13条、第15条2項、3項、4項、5項、第22条別表（2）、第23条別表（2）

備考 一部改正)

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日以前から在学している者については、第2条第2項、第2条の2、第2条の3第2項、第3条、第5条別表(1)、第12条第1項、第13条、第15条2項、3項、4項、5項、第22条別表(2)、第23条別表(2)備考の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 言語文化研究科日本文学専攻及び言語文化研究科言語教職専攻は平成26年度より募集を停止する。ただし、同専攻は同専攻の学生が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(第5条別表(1) 一部改正)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日以前から在学している者については、第5条別表(1)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(第5条別表(1)、第13条、第24条一部改正)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日以前から在学している者については、第5条別表(1)、第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(第3条 一部改正)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(第5条別表(1) 一部変更)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日以前から在学している者については、第5条別表(1)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(第1条の4、第5条別表(1)、第12条、第12条の2、第18条の2、第20条、第22条別表(2)、第27条 一部変更、第11章、第12章追加)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日以前から在学している者については、第5条別表(1)、第22条別表(2)(教育充実費及び前期分、後期分への変更を除く)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(第2条第2項、第2条の2、第3条、第5条別表(1)、第12条第1項、第13条、第22条別表(2) 一部変更)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年3月31日以前から在学している者については、第2条第2項、第3条、第5条別表(1)、第12条第1項、第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(第5条別表(1)、第14条 一部変更)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年3月31日以前から在学している者については、第5条別表(1)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(第2条第3項、第2条の2、第3条、第5条別表(1)、第12条第1項、第12条の2、第22条別表(2) 一部変更)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成29年3月31日以前から在籍している者については、第3条、第5条別表(1)、第12条第1項、第22条別表(2)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(第5条別表(1)、第12条の2第1項 一部変更)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成29年3月31日以前から在籍している者については、第5条別表(1)、第12条の2第1項の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

附 則（第2条第2項、第3項、第5条別表（1）、第15条第2項、第3項、第4項、第5項、第18条第1項、第20条第1項、第28条 一部変更）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成29年3月31日以前から在籍している者についての第5条別表（1）の適用については別に定める。

附 則（第5条別表（1） 一部変更、第20条の2 第1項、第2項 追加）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（第2条第2項、第2条第3項、第2条の2、第2条の3第2項、第3条、第5条別表（1）、第12条第1項、第12条の2第1項、第13条の2、第15条第2項、一部変更）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成30年3月31日以前から在籍している者については、第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 平成30年3月31日以前から在籍している者についての第5条別表（1）の適用については別に定める。

附 則（第5条別表（1） 一部変更、第11条の3 追加）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日以前から在籍している者についての第11条の3の適用については別に定める。

附 則（第2条第2項一部変更、第5条別表（1）一部変更、第12条第1項一部変更）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（第5条別表（1）、第22条別表（2）、第23条別表（2）一部変更）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日以前から在籍している者についての第5条別表（1）の適用については、別に定める。

附 則（第2条第2項、第2条の2、第3条、第5条別表（1）、第7条、第12条、第13条、第22条別表（2）、第23条別表（2）備考一部変更）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成31年3月31日以前から在学している者については、第3条及び第5条別表（1）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第11条第2項 一部変更）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（第5条別表（1）、第12条一部変更）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（第2条の3第6項追加、第5条別表（1）、第12条第1項、第12条の2、第13条第1項、第22条別表（2）、第26条第2項一部変更）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年3月31日以前から在学している者については、第2条の3第6項、第5条別表（1）、第13条第1項、第22条別表（2）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第5条別表（1）一部変更）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（第5条別表（1）一部変更）

- 1 この学則は令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前から在籍している者についての第5条別表(1)の適用については、別に定める。

附 則(第1条の4追加、第1条の5、第5条別表(1)一部変更)

- 1 この学則は令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前から在籍している者についての第5条別表(1)の適用については、別に定める。

附 則(第5条別表(1)一部変更)

- 1 この学則は令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前から在籍している者についての第5条別表(1)の適用については、別に定める。

附 則(第2条の3第7項追加、第2条第2項、第2条第3項、第3条、第5条別表(1)、第11条第2項、第11条の2、第11条の2第2項、第12条第1項、第12条の2、第22条別表(2)、第23条別表(2)備考一部変更)

- 1 この学則は令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年3月31日以前から在学している者については、第2条第2項、第2条の3第7項、第3項、第3条、第11条第2項、第11条の2、第11条の2第2項、第12条第1項、第12条の2、第22条別表(2)、第23条別表(2)備考の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 令和3年3月31日以前から在籍している者についての第5条別表(1)の適用については、別に定める。

附 則(第2条第2項、第2条第3項、第2条の2、第3条、第5条別表(1)、第12条第1項、第12条の2 一部変更)

- 1 この学則は令和4年4月1日から施行する
- 2 令和4年3月31日以前から在籍している者についての第5条別表(1)の適用については、別に定める。

附 則(第2条第2項、第3項、第3条、第5条別表(1)、第12条、第12条の2、第22条別表(2) 一部変更)

- 1 この学則は令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前から在籍している者についての第5条別表(1)の適用については、別に定める。
- 3 令和4年3月31日以前から在籍している者については、第2条第2項、第3項、第12条、第12条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(第5条別表(1)、第12条第1項、第15条第4項、第26条 一部変更、第11条の4 追加)

- 1 この学則は令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前から在籍している者についての第5条別表(1)の適用については、別に定める。
- 3 令和5年3月31日以前から在籍している者については、第12条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(第5条別表(1)、第13条 一部変更、第11条の5 追加)

- 1 この学則は令和5年4月1日から施行する。

- 2 令和5年3月31日以前から在籍している者についての第5条別表(1)の適用については、別に定める。
- 3 第11条の5に定める浄土真宗本願寺派教師資格の履修については、令和5年4月1日に在籍する学生より適用する。
- 4 令和5年3月31日以前から在籍している者については、第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(第5条別表(1)、第13条 一部変更)

- 1 この学則は令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前から在籍している者については、第5条別表(1)、第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(第5条別表(1) 一部変更)

- 1 この学則は令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日以前から在籍している者については、第5条別表(1)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(第22条別表(2) 一部変更)

- 1 この学則は令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日以前から在籍している者については、第22条別表(2)の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、工学研究科数理工学専攻(修士課程)及び工学研究科建築デザイン専攻(修士課程)の長期履修者に係る学費については令和4年度入学生から、人間社会研究科実践福祉学専攻(修士課程)の長期履修者に係る学費については令和5年度入学生から、それぞれ適用する。

附 則(第33条第2項 一部変更)

この学則は令和6年4月1日から施行する。

附 則(第5条別表(1) 一部変更)

- 1 この学則は令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日以前から在籍している者については、第5条別表(1)の規定にかかわらず、なお従前の例による。